

入会金及び会費に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に入会する社員が納入すべき入会金及び会費は、この規則の定めるところによる。

(入会金)

第2条 入会する社員は、次の入会金を納入しなければならない。

(1) 土地家屋調査士

金50,000円

(2) 土地家屋調査士法人(以下「調査士法人」という。)

栃木県内の調査士法人の社員1名につき金50,000円。ただし、本協会の既入会の社員が調査士法人を設立して入会する場合は、当該既入会の社員の入会金を免除する。

2 入会金は、本協会から入会を認めた旨の通知を受けとった日から二週間以内に納入しなければならない。

3 本協会の社員である調査士法人の社員が増員となったときは、増員1名につき金50,000円の入会金を納入しなければならない。

(会費)

第3条 社員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 土地家屋調査士

1ヶ月当たり金3,000円

(2) 調査士法人

社員が1名の調査士法人につき、1ヶ月当たり金3,000円

社員が複数の調査士法人につき、1ヶ月当たり金6,000円

2 前項第2号の社員数は、毎事業年度6月末又は12月末の調査士法人の社員数によるものとする。

(会費の納入方法)

第4条 会費は7月末日までに7月から12月分を、1月末日までに1月から6月分を納入するものとする。

(会費の延納、免除)

第5条 社員が疾病又は災害により会費の納入が困難な事由が生じたときは、理事会の決議により延納又は免除することができる。

(催告手続)

第6条 社員が第3条の会費を6ヶ月分滞納したときには、定款第10条第1項第2号の規定により社員の資格を喪失する旨を付記して催告する。

(規則の改廃)

第7条 この規則を改正又は廃止するときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年9月4日から施行する。

(施行期日)

この規則は、令和2年8月28日から施行する。